

「外来種被害の防止に向けた 行動指針」について

千葉県生物多様性センター

主事 栗田隆気

外来種とは？

外来種

=もともと生息していた範囲(自然分布域)の外に、人の活動によって移動させられた種や集団

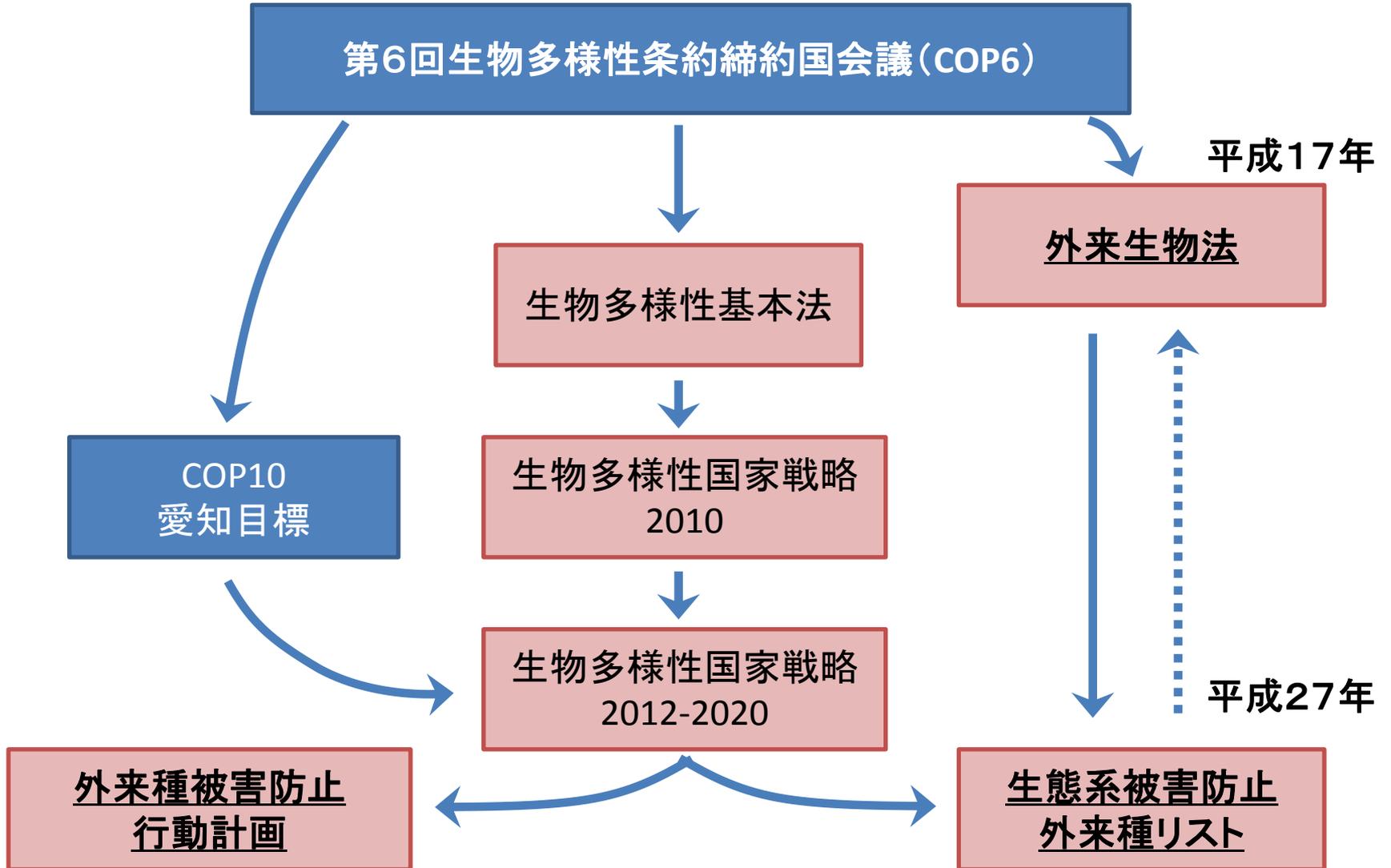
なぜ外来種が問題なのか？

外来種は、生態系、生物多様性、人の健康・生命、生産活動などに、好ましくない影響を与えうる。

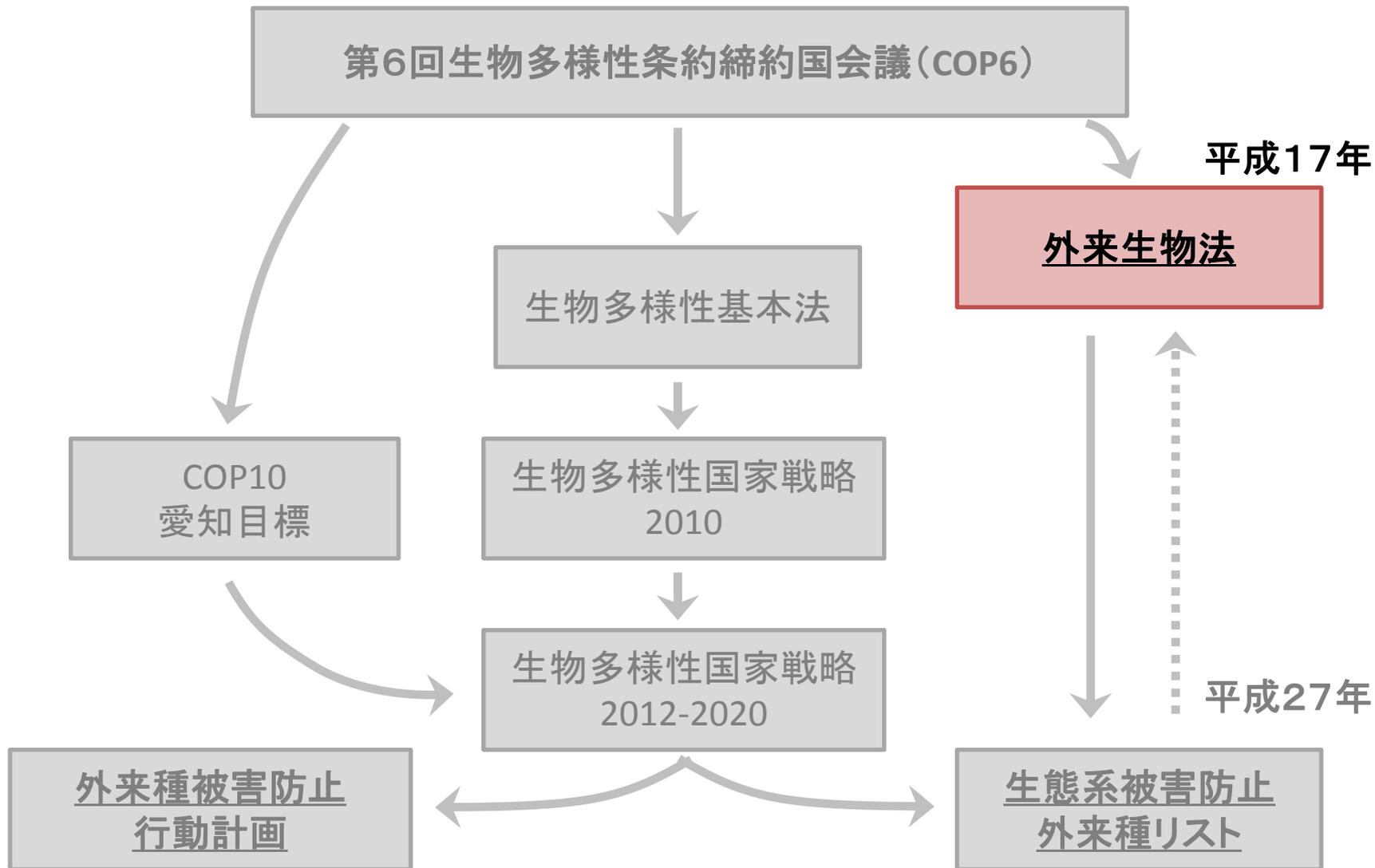
たとえば...

- 捕食、資源競争、繁殖干渉(外来種オスから在来種メスへのアプローチ)、環境改変などによって、在来種を絶滅に追い込む。
- 人間を咬んだり引っかいたりして怪我をさせる、病原体を持ちこんで病気をもたらす。
- 農林漁業資源を捕食・加害して劣化させ、事業者の利益を減らす。

日本の外来種対策



日本の外来種対策



日本の外来種対策 —外来生物法—

平成17年6月

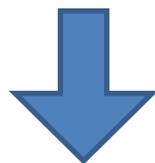
『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)』

- 外来種を2つのカテゴリーに分けて、販売や飼養などを規制している。
 - 特定外来生物
 - 未判定外来生物
- 法律の規定外だが、**要注意外来生物**として148種を選定し、適切な取扱いを呼び掛け(現行の制度では解消)。

日本の外来種対策 —外来生物法—

特定外来生物

- 海外から日本に導入された生物。
- 生態系、人の生命や身体、または農林水産業に被害を及ぼすことがわかっているもの、もしくはそのおそれがある生物。



指定

特定外来生物

日本の外来種対策 —外来生物法—

特定外来生物

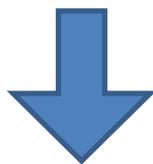
- 輸入、保管、運搬、譲渡、飼育・栽培、遺棄など、ほとんどの取扱いが禁止。
- 違反者には罰金刑や懲役刑がある。
- 防除事業の対象になる。

日本の外来種対策 ー外来生物法ー

未判定外来生物

- 生態系、人の生命や身体、または農林水産業に被害を及ぼすおそれがあると疑われる生物。

(=未判定)



指定

未判定外来生物

日本の外来種対策 —外来生物法—

未判定外来生物

- 無許可での輸入が**禁止**。
- 輸入を希望する場合は届け出が必要。



届け出に対して、懸案の生物が生態系等に被害をもたらすおそれがあるかどうかを判定。

おそれなし 

輸入できる

 おそれあり

輸入できない

特定外来生物

に指定

日本の外来種対策 —外来生物法—

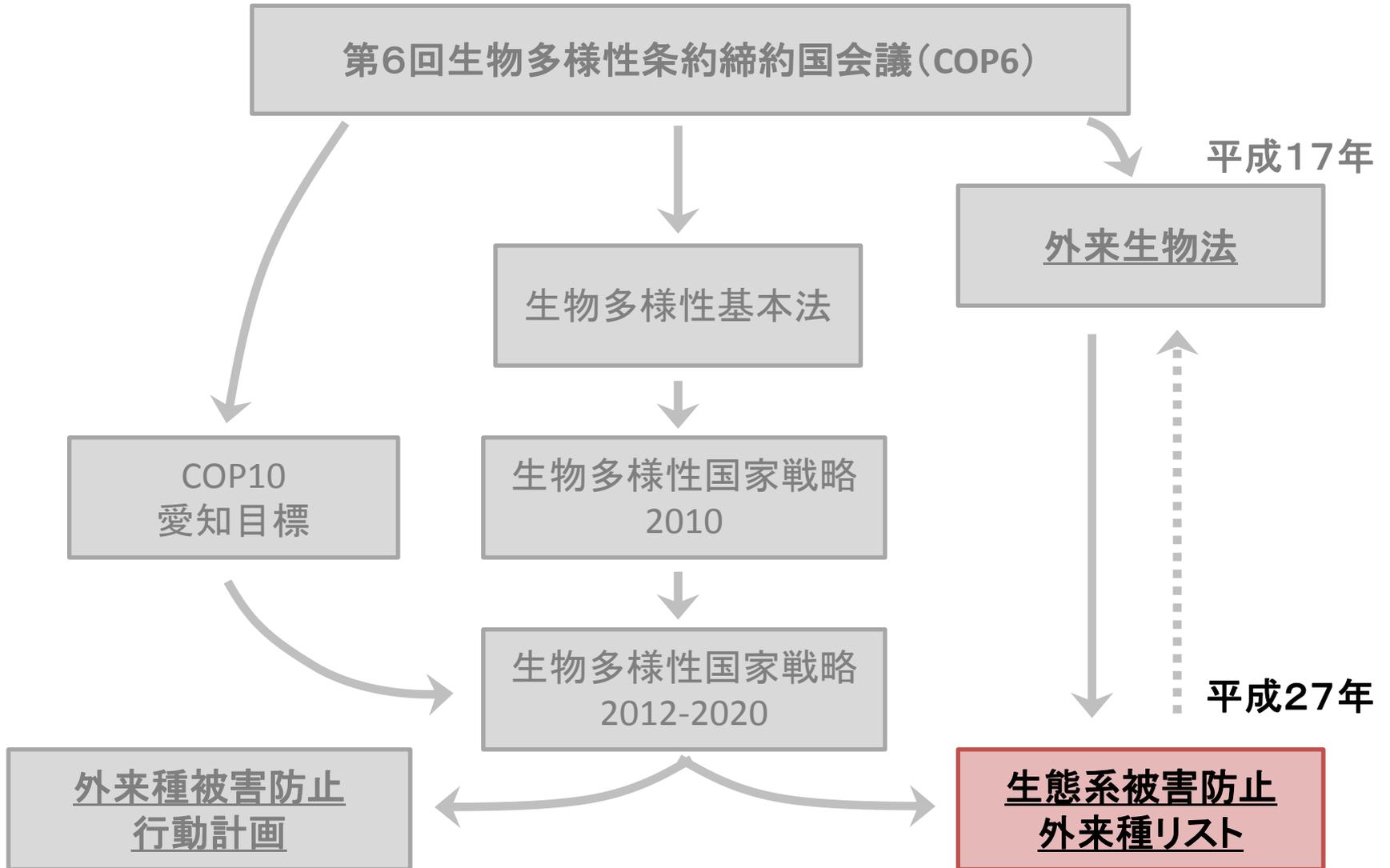
特定外来生物

- 水際対策、日本国内での拡散防止、防除

未判定外来生物

- 水際対策

日本の外来種対策



日本の外来種対策

—生態系被害防止外来種リスト—

平成27年3月

『我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)』

- 外来種をいろいろなカテゴリーに分けて、それぞれについて望まれる対策を示している。

日本の外来種対策

—生態系被害防止外来種リスト—

- 外来種をいろいろなカテゴリーに分けて、それぞれについて望まれる対策を示している。
 - 定着予防外来種（未定着のもの）
 - 侵入予防外来種
 - それ以外の定着予防外来種
 - 総合対策外来種（定着したもの）
 - 緊急対策外来種
 - 重点対策外来種
 - その他の総合対策外来種
 - 産業管理外来種（産業利用するもの）

日本の外来種対策

—生態系被害防止外来種リスト—

外来生物法との類似点

- 生態系等に被害を及ぼすとわかっている、もしくはそのおそれがある外来種の中から選定。
- すべての外来種(特定外来生物、未判定外来生物、法的規制の対象でない外来種)を評価。
 - 要注意外来生物は解消。

日本の外来種対策

—生態系被害防止外来種リスト—

外来生物法との相違点

- リストに掲載されても法的規制はかからない。
- 海外からの移入種だけでなく、国内の自然分布域からもともといなかった地域へ導入された種も取り上げられている。
- 産業上どうしても利用しなければならない種は、その旨が分かる形で掲載されている。

日本の外来種対策

外来生物法と生態系被害防止外来種リスト

生態系被害防止外来種リスト

定着予防外来種

総合対策外来種

産業管理外来種

特定外来生物

未判定外来生物

外来種

外来生物法

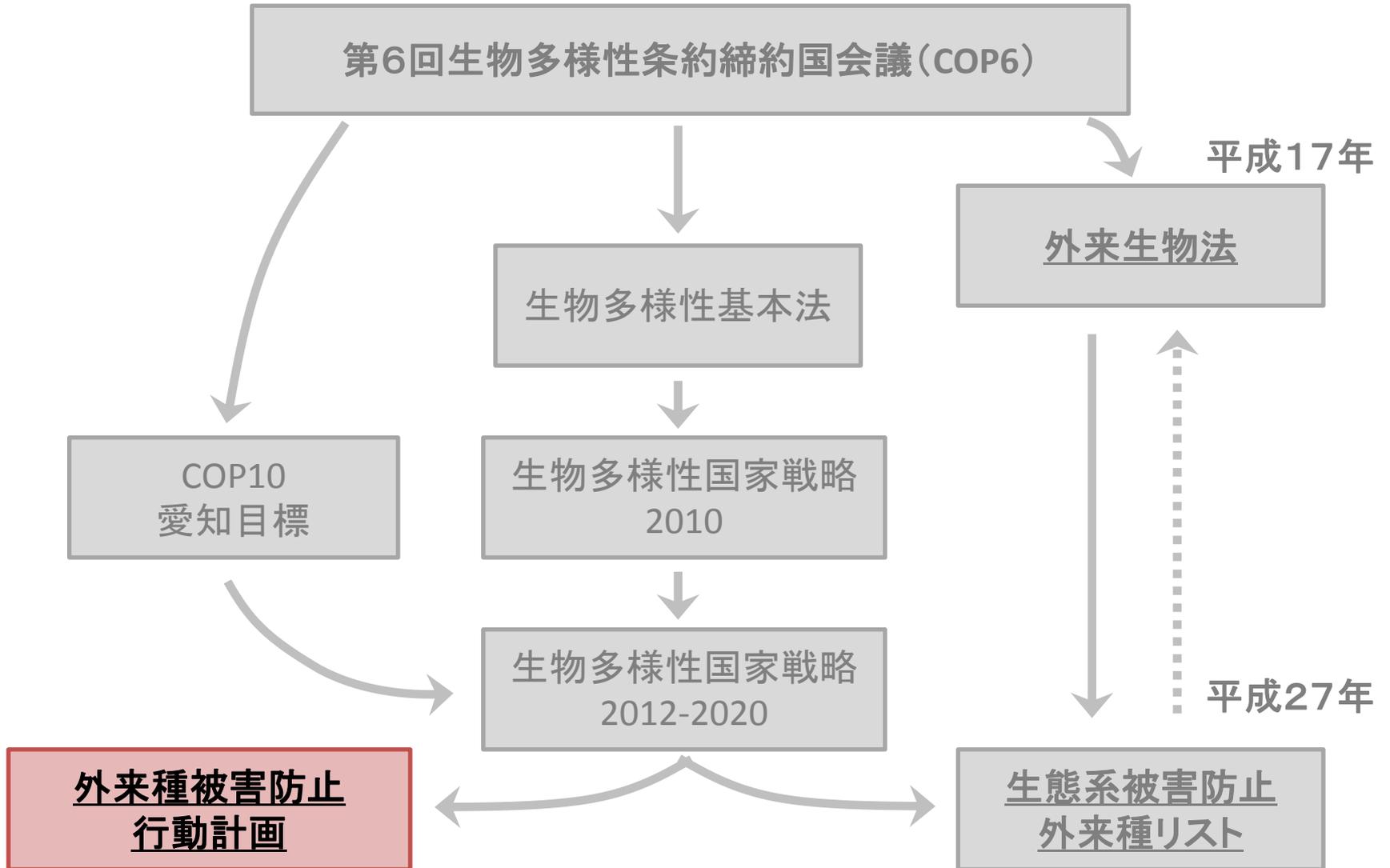
【国外由来の外来種】

※対策優先度の要件は緊急対策外来種・重点対策外来種のみ記入 2015.03.26

通し No.	分類群 No.	分類群	和名	学名	選定理由	定着段階	対策優先度の要件※ 被害の深刻度 実効性・実行可能性	備考
定着を予防する外来種(定着予防外来種)								
侵入予防外来種								
1	1	哺乳類	ジャワマンゲース	<i>Harpastes javanicus</i>	IV	未定着		特定外来
2	1	両生類	コギーコヤスガエル	<i>Elutherodactylus coqui</i>	I	未定着		特定外来
3	2	両生類	ジョンストンコヤスガエル	<i>Elutherodactylus johnstoni</i>	IV	未定着		
4	3	両生類	オンシツガエル	<i>Elutherodactylus planirostris</i>	IV	未定着		未判定
5	4	両生類	キューバズツギガエル(キューバアマガエル)	<i>Osteopilus septentrionalis</i>	I	未定着		特定外来
6	1	魚類	ブラウンブルヘッド	<i>Ameiurus nebulosus</i>	IV	未定着		未判定
7	2	魚類	フラットヘッドキヤットフィッシュ	<i>Pylodictis olivaris</i>	I, IV	未定着		未判定
8	3	魚類	ホワイトパーチ	<i>Morone americana</i>	IV	未定着		
9	4	魚類	ラップ	<i>Gymnocypris carpius</i>	I	未定着		未判定
10	5	魚類	ラウンドゴビー	<i>Neogobius melanostomus</i>	I	未定着		
11	1	昆虫類	ヒメテナガコガネ属	<i>Propomacrus</i> spp.	I	未定着		特定外来
12	2	昆虫類	ヒアリ(アカヒアリ)	<i>Solenopsis invicta</i>	I, III	未定着		特定外来
13	3	昆虫類	コカミアリ	<i>Wasmannia auropunctata</i>	I, III	未定着		特定外来
14	4	昆虫類	アフリカミツバチとアフリカ化ミツバチ	<i>Apis mellifera scutellata</i>	III	未定着		*
15	5	昆虫類	クモテナガコガネ属	<i>Euchirus</i> spp.	I	小笠原・南西諸島/未定着		特定外来
16	1	陸生節足動物	アトラクス属	<i>Atrax</i> spp.	III	未定着		特定外来
17	2	陸生節足動物	ハドロニェケ属	<i>Hadronyche</i> spp.	III	未定着		特定外来
18	3	陸生節足動物	イトグモ属3種	<i>Lososceles</i> spp.	III	未定着		特定外来
19	4	陸生節足動物	ジュウサンボシゴケグモ	<i>Latrodectus tedei</i>	III	未定着		特定外来
20	1	その他の無脊椎動物	ムネミオブシス・レイディ	<i>Mnemiopsis leidyi</i>	I	未定着		*
21	2	その他の無脊椎動物	カワホトギスガイ	<i>Dreissena polymorpha</i>	I, III	未定着		特定外来
22	3	その他の無脊椎動物	クワツガガイ	<i>Dreissena bugensis</i>	I, III	未定着		特定外来
23	4	その他の無脊椎動物	ディケログマルス・ヴィロースス	<i>Dikerogammarus vilosus</i>	I	未定着		
24	5	その他の無脊椎動物	ヨーロッパミドリガニ	<i>Carcinus maenas</i>	I	未定着		*
その他の定着予防外来種								
25	2	哺乳類	フクロギツネ	<i>Trichosurus vulpecula</i>	I, IV	未定着		特定外来

- リストの備考欄で、掲載種が特定外来種か、未判定外来種か、もしくは別段の指定がないのか確認できる。

日本の外来種対策



日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

【概要】

生物多様性国家戦略2012-2020で示された、日本の外来種対策全般に関する中期的な総合戦略。

【目的】

外来種問題が多様な主体に認識され、各主体が各種政策や事業等に外来種対策の観点を盛り込み、実施するようになること。

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

多様な主体とは...？

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

多様な主体



2020年愛知目標の達成

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

事業者の役割

『被害予防三原則』の理解・遵守』

- 使用する外来種の特性に応じた適切な管理
- 企業活動に伴う外来種の非意図的侵入の予防、侵入時の適切な対応
- 社会的責任を踏まえた、他種帯との連携・防除活動
- 外来種被害に関する一層の理解

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

【指針】

全体の基盤となる対策

導入・逸出の防止

防除の推進

地域固有性の維持保全

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

全体の基盤となる対策

- 普及啓発・教育の推進と人材の育成

外来種問題を広く周知させるとともに、外来種対策に関わる専門家を増やす。

- 優先度を踏まえた外来種対策の推進

防除などの対策が本当に必要か、必要だとすればそれはどれだけ現実的かを検討して、優先度をつける。

- 情報基盤の構築及び調査研究の推進

情報収集のためのシステムをつくり、防除や被害軽減の方法を研究する。

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

導入・逸出の防止

・ 侵略的外来種の導入の防止

個人、企業、団体などがいずれも『**入れない・捨てない・拡げない**』を徹底する。

輸送される物資やバラスト水などに、生物が紛れ込まないように気をつける。

外来種被害予防三原則

1 入れない

悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ「入れない」。



2 捨てない

飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」(逃がさない・放さない・逸出させない)。



3 拡げない

既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさない)。



日本の外来種対策

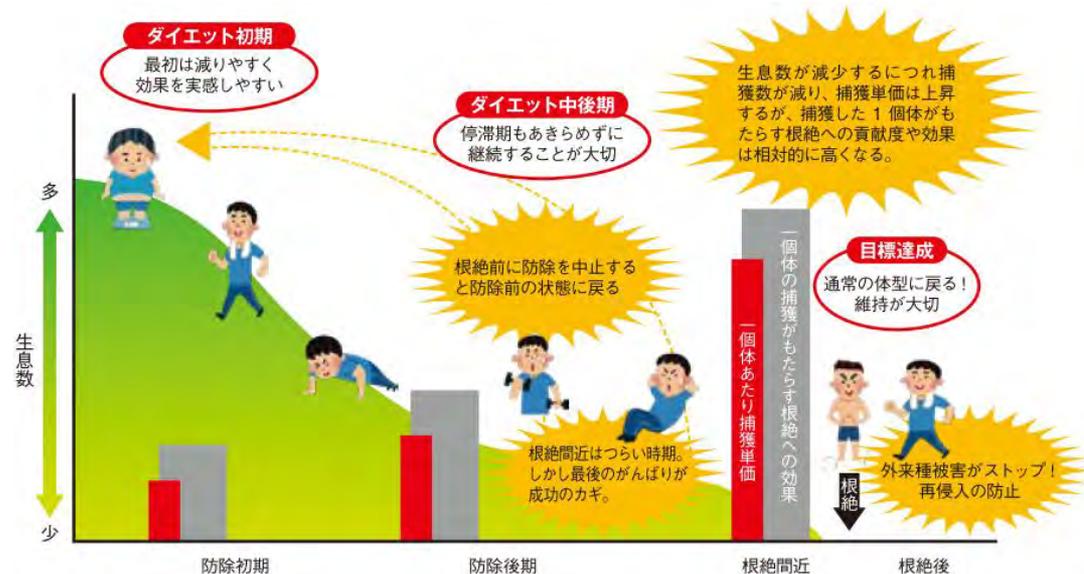
—外来種被害防止行動計画—

防除の推進

- 効果的・効率的な防除の推進

早期の発見・防除に努め、どれだけ広がっているかに応じた対策を行う。モニタリング等で得られた知見を有効に防除に活用する。

各主体の役割分担を明確にしつつ、しっかり連携・情報共有して、防除に取り組む。



日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

地域固有性の維持保全

- 国内由来の外来種への対応

国内に分布する種でも、自然に分布していない地域への導入によって外来種問題が生じるため、国内由来の外来種へ対応する。

- 同種の生物導入による遺伝的攪乱に関する対応

同種が分布しているとしても、人為的に生物を導入することによって、遺伝的多様性(地域の独自性)が失われかねないため、注意が必要。

日本の外来種対策

—外来種被害防止行動計画—

企業になにができるのか？

たとえば、

- 事業における外来種侵入の機会の抑制
- 生態系被害の防止を目的とした、もしくは防止に繋がる技術の開発
- 事業としての防除
- 企業の社会的責任(CSR)を果たす目的での防除等

外来生物被害を防止するために

もっと詳しく知るために

- 環境省『外来生物法』ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

- 千葉県生物多様性センター

<http://www.bdcchiba.jp/>

日本の外来種対策 —外来種被害防止行動計画—

The screenshot shows a web browser window displaying the Chiba Biodiversity Center website. The browser's address bar shows the URL www.bdcchiba.jp. The page features a header with the center's name in Japanese and English, and a tagline about biodiversity and future generations. A central news section, titled '新着情報・更新履歴' (New Information / Update History), lists several updates from May and June 2015, with a red arrow pointing to the '刊行物' (Publications) link in the right-hand navigation menu. The left-hand menu includes links for 'センターの概要' (Center Overview), '生物多様性ちば県戦略' (Chiba Biodiversity Strategy), '絶滅危種の保護' (Conservation of Endangered Species), '外来種対策' (Invasive Species Management), 'ビオトープの推進' (Promotion of Biotope), '生物多様性モデル事業' (Biodiversity Model Projects), '多様な主体との連携・協働' (Collaboration with Diverse Stakeholders), '生物多様性GIS' (Biodiversity GIS), and '生物多様性モニタリング' (Biodiversity Monitoring). The footer contains contact information for the center and a link to the Chiba Prefecture Environment and Natural Resources Department's homepage.

千葉県 環境生活部 自然保護課
生物多様性センター
Chiba Biodiversity Center

生命(いのち)のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ!
生物多様性地域連携促進法に基づく「地域連携保全活動支援センター」です

English is [here](#)

センターの概要
生物多様性ちば県戦略
絶滅危種の保護
外来種対策
ビオトープの推進
生物多様性モデル事業
多様な主体との連携・協働
生物多様性GIS
生物多様性モニタリング

新着情報・更新履歴

2015年6月17日
・「外来種対策」の「特定外来生物「カミツキガメ」の防除について」のページを更新しました。new!
・「絶滅危惧種の保護・回復」の「シャープゲンゴロウモドキ回復計画について」のページを更新しました。new!!

2015年6月8日
・「刊行物」の「研究報告」のページに「千葉県生物多様性センター研究報告 第9号」更新しました。new!!

2015年5月31日
・「刊行物」の「ニュースレター」のページに「ニュースレター No.43」を更新しました。new!!

2015年5月15日
・「展示・講座・イベント」の「今年度の巡回展示」のページを更新しました。

にぎわい調査団
千葉県の生物多様性
刊行物
生物多様性用語集
生物多様性写真館
展示・講座・イベント
リンク
生物多様性ちば
企業ネットワーク

「東北地方太平洋沖地震関連情報」(千葉県ホームページへ)
「生命(いのち)のにぎわい調査団」たぐいまる社員募集中です!

このページに関するご意見、お問い合わせは、[こちらからどうぞ](#)。

所在地: 〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2 千葉県立中央博物館内
電話番号: 043-265-3601 ファックス番号: 043-265-3615

[千葉県環境生活部自然保護課ホームページへ](#)

10:14
2015/06/24

日本の外来種対策 —外来種被害防止行動計画—

ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 履歴(S) ブックマーク(B)

ナルトサワギク / 国立環... × Outlook.com

← → www.bdcchiba.jp



English is [here](#)

センターの概要

生物多様性ちば県戦略

絶滅危惧種の保護

外来種対策

ビオトープの推進

生物多様性モデル事業

多様な主体との連携・協働

生物多様性GIS

生物多様性モニタリング

2015年6月17日
・「外来種対策」の「特定外
・「絶滅危惧種の保護・回復

2015年6月8日
・「刊行物」の「研究報告」の

2015年5月31日
・「刊行物」の「ニュースレタ

2015年5月15日
・「展示・講座・イベント」の「

所在地: 〒260-8682 千葉市中央区青葉町955-2
電話番号: 043-265-3601 ファックス番号: 043-265-

生物多様性ちばニュースレター CHIBA

いのちの
生命のにぎわいとつながり No.43

平成27年5月

風薫る5月、生きもの世界では一年の中で最も活動的な季節になります。身近な公園で新緑や花をめで、里山・里海では豊かな自然に触れる。私たち一人一人が生物多様性を感じとれる自然環境を守り、育てていくことが大切です。

本号では、国による新たな外来種対策として「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定について紹介するとともに、平成27年3月7日に開催した「平成26年度生命(いのち)のにぎわい調査フォーラム」の開催結果についても報告します。

外来種対策の新時代へ 「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定



図1 千葉県で確認された外来生物
 (1) ナルトサワギク (2) ハリエンジュ (撮影: 本橋 崇) (3) ワニガメ (4) オオネクタイゴウ (撮影: 藤野 孝博) (5) カオグロオビビョウ (撮影: 戸崎 幸明) (6) アフリカメダカ (7) ウシガエル (撮影: 和田 信裕) (8) オオフサモ (撮影: 森 将典) (9) カミツキガメ (10) アカボシヨコダマ (撮影: 望月 政博) (11) アライグマ (12) ミシシビアカミミガメ (撮影: 和田 信裕)

1 外来種対策を行う背景

平成27年3月26日に環境省と農林水産省による「我が国の生態系に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」及び環境省、農林水産省、国土交通省の3省による「外来種被害防止行動計画(生態系被害防止外来種リスト)」及び「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定によって規制されてきました。特定外来生物に指定された外来種は、輸入が禁止されるだけでなく、飼育、栽培、保管や運搬、譲渡、野外への放出等が禁止されています。本リストと計画は、どのような背景のもとに策定されたのでしょうか。

CONTENTS

- 1 外来種対策の新時代へ
「生態系被害防止外来種リスト」及び「外来種被害防止行動計画」の策定 1
- 2 平成26年度生命(いのち)のにぎわい調査フォーラムを開催しました 3
- 3 千葉県の外来種(キョン) 4

つながり → ☆ 自 ↓ 家 ☺ 三



にぎわい調査団

千葉県の生物多様性

刊行物

生物多様性用語集

生物多様性写真館

展示・講座・イベント

リンク

生物多様性ちば
企業ネットワーク

関するご意見、お問い合わせは、[こちらからどうぞ。](#)

10:14
2015/06/24

外来生物被害を防止するために

もっと詳しく知るために

- 環境省『外来生物法』ウェブサイト

<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

- 千葉県生物多様性センター

<http://www.bdcchiba.jp/>